

議案第50号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり市議会の議決を求める。

令和5年12月1日提出

市川市長 田 中 甲

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
市川市文化会館
市川市行徳公会堂
市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリー
- 2 指定管理者となる団体
千葉県市川市大和田1丁目1番5号
公益財団法人市川市文化振興財団
理事長 呉 靖子
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

令和6年4月1日から市川市文化会館、市川市行徳公会堂、市川市芳澤ガーデンギャラリー及び市川市木内ギャラリーを管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。